

※詳しくは圖にお問い合せください。

市有地を買いませんか 一般競争入札を行います

圖財政課管財係  
☎ 63-1292

●入札物件(土地)

物件番号	名称	所在地	地目	地積	最低売払価格	坪単価*
1	旧職業安定所	宮内出目字上西田 216-2	宅地	1907.26㎡	2,374万円	4万1千円
	市役所と荒尾駅の間付近に位置し、それぞれに徒歩10分ほどです。スーパーや薬局なども近くにあるため、生活しやすい立地です。					
2	旧助丸公民館用地	下井手字丸山 729-1	宅地	306.29㎡	261万円	2万8千円
	土地の形は三角形と不整形ですが、家を建てるには十分な広さです。下水道の整備区域外ですが、土地の安さが売りです。					
3	市道市屋牛水線未利用地	蔵満字 <sup>にらつか</sup> 塚 753-2	雑種地	289㎡	327万円	3万7千円
	南荒尾駅まで徒歩15分ほどです。南側から東側の里道に接している土地については建築基準法の制限(セットバック)が定められています。					

\*坪単価は千円未満を四捨五入して計算しています。

【入札の参加手順】

①参加申込

入札参加申込書に必要書類を添えて提出

- 申込期間 7月4日(月)～29日(金)
- 申込場所 財政課

②入札実施

●入札日時 8月5日(金) 午後1時50分～

※物件番号順に40分間ごとに実施します。

●入札場所 市役所2階 入札室

●入札保証金 最低売払価格の10%の金額を入札保証金として入札当日に預かります。

※落札者以外の入札保証金は即日返還します。

③開札と落札者決定

入札閉切後、すぐに開札します。最低売払価格以上で、最高価格の入札者を落札者とします。

④その他

現地説明を希望する人は申込期間中に連絡ください。ご案内します。

入札手続を記した「荒尾市有財産の売払いに伴う一般競争入札実施要領」を用意しています。市ホームページからの確認もできます。

落札者がなかった物件は、15日(月)から最低売払価格で買受人を募集します。

労災年金の定期報告書の提出期限を延長します

圖玉名労働基準監督署  
☎ 73-4411

熊 本地震による被災状況などを考慮し、県内に住む労災年金受給者の定期報告書の提出期限を8月31日(水)まで延長します。

●対象となる年金受給者

4月14日現在熊本県に住所を有する労災年金受給者



【提出期限延長に伴う定期報告書等の取り扱い】

- ①送付している定期報告書、記入要領や封筒には、提出期間は6月1日～6月30日と印字されていますが、8月31日(水)まで延長となります。
- ②定期報告書の添付書類(診断書など)について、個別事情により提出が難しい人は、ご相談ください。なお、定期報告書の添付書類は、6月1日～8月31日に作成されたものをご提出ください。
- ③現在、自宅などを離れて避難生活をされている場合や、今後、届出している住所から転居される場合には、ご相談ください。

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費助成制度

圖子育て支援課給付相談係 ☎ 63-1417  
福祉課福祉係 ☎ 63-1406



荒尾市マスコットキャラクター「マジッキー」

受 給者の皆さんが病院などで診療を受けたときや、調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金(保険適用分)を決められた申請書で申請すると、全額または一部を口座に振り込む方式で助成しています。

子ども医療の受給者は熊本県内の外来受診をする際、保険証と子ども医療受給者証を提示すると、自己負担額を除く一部負担金の支払いは不要です。4月から子ども医療の対象年齢が拡大しました。

種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
子ども医療費	0～15歳(中学生まで) ※受給資格者証は中学生には発行されません	自己負担額を除く一部負担金 ●小学3年生まで：自己負担なし ●小学4～6年生：自己負担あり、外来500円・入院2,000円 ●中学生：入院のみ対象、自己負担あり、2,000円	誕生日または転入日から	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑(認め印可) ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
ひとり親家庭等医療費	●ひとり親家庭などで、満20歳未満の児童を扶養している父か母 ●ひとり親家庭などの児童 ●父母がいない児童 ※満18歳になった最初の3月31日まで	1カ月に支払った一部負担金の合計の2/3 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑(認め印可) ●戸籍謄本 ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
重度心身障害者医療費	●身体障害者手帳1・2級の人 ●療育手帳A1・A2判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)1級の人	1医療機関か1施設ごとに1カ月に支払った一部負担金から ①入院2,040円 ②入院外*1,020円を差し引いた額 ※前年の所得により助成が停止になる場合あり	申請日の翌月の初日	●健康保険証 ●預金通帳 ●印鑑(認め印可) ●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のどれか ●1月2日以降に転入した人は、前住所地の所得課税証明書
※入院外…通院、訪問看護、柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術				

- ◎この制度を利用する場合は、前もって窓口で手続きし、「受給資格者証」の交付を受ける必要があります。受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けておかなければ、制度の利用はできません。
- ◎ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成は、前年度の所得によって停止になる場合があります。毎年8月に前年度の所得調査を行います。
- ◎調剤薬局での一部負担金を含みます。
- ◎健康保険の高額療養費や家族療養附加給付金など、他の制度などから医療費が給付されるときは、一部負担金から差し引いた額が助成対象額となります。
- ◎子どもひとり親家庭等の医療費助成は、1カ月に数カ所の医療機関などに支払った一部負担金を合算した額が助成対象です。
- ◎助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

7月～8月は「愛の血液助け合い運動」の期間です

圖保健センター  
☎ 63-1133

7月と8月を「愛の血液助け合い運動」期間として、献血の呼びかけを行っています。夏場は長期の休みや暑さで、献血者の減少が心配されています。400ml献血・成分献血にご協力ください。みんなで、献血の輪を広げましょう。



献血推進キャラクター けんけつちゃん



くまモン